



intellectual property rights

## 第二回

# iモードと銀座線。 インフラ活用の意外な共通項

松倉 秀実 (弁護士)

illust. : Shirane Yutanpo, photo: Nakamura Tohru (mermaid)

## 先月号の寺本先生からの問いかけ

松倉先生へ。今後のインフラ投資をどうするかについては、まだまだ議論せねばならないでしょう。ですが、すでに投資されてしまったインフラは、不便であろうとも簡単に捨てるわけにはいかないでしょう。それに、壮大なインフラが整備されるまで、坐して待つわけにもいきませんね。では、貧弱なインフラをどのように有効活用すればよいのでしょうか？ 狭いながらも銀座線。

## A型、乙女座の私は現状のまま実践する

先月号での寺本先生のセンセーショナルな「宣言」のもとに始まった我々の連載企画だが、今回の連載では我々3人の個性を前面に出して、「闘争」= 寺本、「哲学」= 宮下、「実践」= 松倉という視点からそれぞれ考えようじゃないかということになったのは先月号(寺本担当)のとおりだ。しかし、連載を続けていくに従って、このように立場分けをしたところで画一的なものではないことがわかるだろう。だって、寺本先生がいつも戦っているか(闘争しているか)といえれば決してそうではなく、法律家としてというよりむしろ長屋のご隠居的な穏やかな揉めごとと解決の術を持っていることを私はよく知っているし、宮下先生が理不尽な事件に直面して哲学者というよりは闘争家そのものの本能が表出したかのような熱いマインドで法廷に臨む姿を何度も目の当たりにしているんだから。

したがって、「闘争」、「哲学」、「実践」という個性付けは3人の一応の立場の出発点であって、連載を通じての不変的なものではないということをつけ加えておこう。

さて、それでは私のテーマである「実践」とはどういう立場なのかというと、これがまたなかなか難しい。言葉だけからみれば、戦って(闘争して)破壊した貧弱なインフラに対してあるポリシー(哲学)にもとづいてこれを再構築(実践)することで理想的で壮大なインフラを整備して新たなインターネット社会を築き上げるということになるのであろうが、インフラを理想的なものに再構築するためにはこれはもう国家

政策レベルのインフラデザインが必要で、皆が声をあげて決めていかなければならない。

しかし、実務家であり、血液型がA型、乙女座、かつ未年の生真面目な(?)私に期待されていることはたぶんそういうことではなく、現状を「現状」として受け入れてそのなかでどのように工夫を実践していくべきなのか、それを、この読者たる「創造者」たちにどのように伝えるかという視点ではないかと思っている。というよりその視点からでないと話が始められない私なのである。

## インターネットの「インタラクティブ」性が消えた!

私がインターネットマガジンの創刊第2号の連載を開始した1994年12月頃には、インターネットは貧弱なインフラであるが故に双方向性をある程度保っていたのではないかと思う。その頃は、それまでのネットワークオープンコミュニティの場で一対n(多数)という図式で常に「多数」側に置かれていた我々が、初めて「一」の立場から「多数」に対して情報発信を行う側にきわめて簡単になれるということに気づいた時期でもあり、数多くのサイトで「貴方はこのサイトに来て情報を取得するだけで帰っていくのか? あなたもインターネットコミュニティの一員ならば積極的に情報発信を行いなさい」という警告が表示されていたのだから。そういえば「インタラクティブ」(双方向性)というキーワードがインターネットを象徴するものとして使われていたのもこの頃だった。

ところが、インターネットの「インタラクティブ」性は最近ではまったく影を潜めてしまい、ブロードバンドでの映画や音楽などの大容量配信ばかりが着目されてしまっている。

家庭用ビデオで撮影した子供の運動会や学芸会の動画を我が家のホームページで配信することが本当にインターネットの



©DAJ



映画「ボワゾン」より

intellectual property rights

あるべき姿なんだろうか？ わたしやとても恐くて自分や自分の愛する家族をホームページで犯罪者予備軍にさらす勇気なんかありゃしないけど……。

本当の意味でのインターネットでのインタラクティブ性ってのはこんなことじゃないよね。先月号で寺本先生が言っていたように、医療現場では遠隔診療・治療のために下流(診療所)から上流(上部の医療機関)への情報伝達のための容量を確保しておき、双方が対等な状況でほぼリアルタイムでの情報享受や意見交換を必要としていることがわかったはずだ。

その意味で、私もインフラ投資に際して確固たる長期的な方針を持って投資すべきだという意見は大いに頷ける。

### 東京都民はまだ 銀座線を見捨てない

さて、前回の連載で東京の銀座線(地下鉄)が如何に無計画であったか、そのために場当たりの路線の拡張を繰り返してしまっただけがよくわかった。そのため、インフラ投資は確固たる長期的な方針で取り組まなければならないことも理解することができた。

しかし、そうはいつでもすでにできてしまっているインフラは一体どうしたらいいんだろう。そう、いきなり破壊するわけにはいかないのである。

遅い、狭い、揺れる銀座線ではあるが、それでは東京都民は銀座線を見捨てたのかというそうではない。平日の朝8時30分～9時30分頃の新橋 - 虎ノ門 - 溜池間の各駅の乗降客を観察するといい。

たしかに凄まじい混雑状態だが、整然とホームにならび、ホームへの入場規制があっても皆決して騒ぐことなく駅員の指示に従っている。時差通勤を利用して比較的空いている前後の時間帯に通勤時間をずらすことだって可能だろう。

乗客は毎日の習慣から学習し、銀座線独特の乗り方を暗黙の了解として身につ

けているのだ。つまり、一見貧弱で不便な交通機関でもユーザーは工夫でそれを使い越えているわけだ(ん？ 少し無理があるかなあ)。

### 日本最大のインフラは 遅く、小さく、打ちにくい

これをインターネットのインフラで考えてみよう。銀座線に該当するインフラといえば、そうiモードじゃないだろうか？ FOMA以前のiモードってよく考えてみれば通信速度がたったの9600bpsで、表示画面も小さいただのインターネット端末にすぎない。

これが、日本最大のインターネットインフラになるなんて一体誰が予想しただろうか？ 技術に詳しい人ほど相手にしなかったこのインフラだが、ここまで成長したのは、一重にユーザーの支持を受けたからだろう。

iモード端末が発売された当初は、携帯電話のボタンだけでメールを打とうとするユーザーなんかほとんどいないんじゃないかと思われ、インターネット端末としての利用価値はあまり期待されていなかった。しかし、ポケベルの文字入力で鍛えられた世代は一部の機種に提供されていたキーボードなどには目もくれずに短時間でメール文字の入力をマスターしてしまったのである。

技術からの工夫も考えられた。携帯電話とインターネット端末との複合商品である特性を活かして、iモード画面に表示された一定の数字の羅列をある条件の下に電話番号を意味しているものとして判断して電話をかけられるようにすれば、店舗のホームページで電話番号を表示させる意味が出てくる。

また、iモード画面は小さいために、受信した電子メールを読むことに適してはいない。そこで、iモード端末で電子メールを読むときに空白や改行コードや同じ文字の繰り返し表示を省略してやるように、メ

ール仲介サーバーの機能を工夫してやればよい。

これらはいずれもちょっとしたアイデアでiモードという特有のインフラに対して加えられた工夫であり、すでに実現している技術である。NTTドコモがiモードを初めて考えたときにそこまでの工夫を思いついてまとめていれば当然に特許取得も可能だっただろう。これらのアイデアについて詳細に特許調査を行ったわけではないが、iモードに関しては本家のNTTドコモよりもサードパーティーや個人の特許出願が圧倒的に多いようだ。

### 力仕事か工夫か。 そして実践は続く

さて、このように見てくると、医療現場でのインフラ整備のように、とにかく力作業で早急に状況を改善しなければならない場面と、主に商業分野でインフラの貧弱さを工夫で克服していく場面とを切り分けられるのではないだろうか。

今回の連載で私の初めての担当だったということもあり、少し理念的な部分が多かったが次の私の回からはもう少し工夫という点に目を向けた実践編として具体的な話に持っていきたいと思っている次第である。

### 次回への問いかけ

宮下先生へ。実践編として貧弱なインフラをどのように有効活用するべきかという点から考えてみましたが、法制度というも、ある意味で、インフラですよね。インフラとしての法制度の現状をどのように考えるべきでしょうか？このあたりのご意見をお聞かせ下さい。



intellectual property rights

松倉 秀実 : 今回の執筆者

弁理士。ソフトウェア・インターネット技術の特許・商標問題を主な仕事とする。

宮下 佳之 : 次回の執筆担当

弁護士、ニューヨーク州弁護士。  
国際取引や知的財産権に係わる契約、紛争処理などを主に手がける。

寺本 振透 : 次々回担当

弁護士。ベンチャー企業向け金融と決済に関するセミナー、雑誌論文などが多い。

この3人の執筆陣によるインターネットマガジンの連載が1冊の本になっています。  
『よくわからん!? インターネット時代の法律入門』(小社刊)



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)